

貸農園使用上の注意

貸農園は市民のみなさまの健康で明るいご家庭づくりにご利用いただく目的で設置した公園施設です。

みなさま方が快くご使用いただけるように、以下のことがらをお守り下さい。

1. 貸農園で栽培できる作物は「草花」及び「農作物」に限ります。それ以外の用途には利用出来ません。
2. 貸農園内には、工作物や畑の囲い等を設置することは出来ません。
3. 貸農園を他の者に「また貸し」したり、営業のために使用したりすることは出来ません。
4. 貸農園は、常に隣接の使用者に迷惑とならないよう、行き届いた管理をして下さい。また、ごみは原則ご家庭へお持ち帰りいただき、家庭ごみ（燃えるごみ）として処分して下さい。
5. 農園周辺の耕作は、美観をそこない公平な利用形態に反しますので、決められた区画以外での耕作はしないようにして下さい。区画外での耕作があった場合は、当方で撤去します。
6. 雑草は、開花結実までに必ず除草して下さい。雑草および残菜等は、所定の場所へ運搬処分するか、畑に埋め込んで下さい。
7. 肥料は、化学肥料を使用して下さい。ただし、鶏糞や良く腐食した堆肥を使用される場合は、表面に露出しないように深く埋め込んで下さい。
8. 病害虫が発生した場合は、隣接の農園に広がらないように、すみやかに防除して下さい。
9. 水道は、お互いに譲りあってご使用下さい。ゴムホース等の使用は、ご遠慮下さい。また、使用後は必ず水栓を締めて下さい。
10. ご自分の農園に面した通路は常に清掃し、器具類を置くなどして他の使用者に迷惑をかけるないようにして下さい。
11. 貸農園内の施設を傷めた場合には、使用者の責任によって元どおりにし、また損害の賠償をして頂きます。
12. 貸農園で使用される農具類は、備え付けておりませんので、各自ご持参ください。また、農具・衣類その他の所持品は、各自保管して下さい。
13. 補充用耕土等は、用意しておりませんので各自ご用意下さい。
14. 貸農園内での火気の使用は厳禁です。
15. 貸農園の使用時間は午前8時から日没迄です。
16. 耕作可能な時期に 30 日以上耕作しない場合、使用を取り消すことがありますのでご注意下さい。

17. 契約期間終了または退園届を出された場合、すみやかに区画を原状に復旧して下さい。
18. 神戸市または(公財)神戸市公園緑化協会が公益上必要と認めるときは、使用期間中であっても使用の許可を取り消すことがあります。
19. 貸農園には駐車施設がありませんので、車での来園は絶対にしないようにして下さい。
20. 犬の散歩のかたは、園内で犬を放さないで下さい。

(公財) 神戸市公園緑化協会 施設運営係